

事務連絡
令和2年5月27日

各地方環境事務所
資源循環課 御中

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

循環型社会形成推進地域計画を変更する場合の取扱いについて

循環型社会形成推進地域計画（以下、地域計画）を変更する場合の取扱いについて、平成28年4月27日付け事務連絡にて定めておりましたが、今後は以下のとおりとしますので、ご対応いただきますとともに、管内都道府県へ周知願います。

なお、平成28年4月27日付け事務連絡については、廃止します。

1. 変更する地域計画の承認が必要なもの

計画の根幹に係る変更をする場合については、環境大臣の承認を得るものとする。

具体的には、市町村等が下記（1）に示す項目を変更しようとする場合、又は新規に交付金の交付対象事業を追加する場合は、（2）により各地方環境事務所宛てに変更する地域計画等を提出すること。（但し、計画の根幹に影響を与えない名称や文章表現の変更については除く。）

各地方環境事務所は提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること（承認は本省廃棄物適正処理推進課において実施）。

（1）地域計画内の変更項目

- ・ 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項
 - （1）対象地域（市町村名の変更のみなど、対象地域の範囲の実質的な変更を伴わない場合を除く。）
 - （2）計画期間
 - （3）基本的な方向（事業名などの名称変更は除く。）
 - （4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況
- ・ 2 循環型社会形成推進のための現状と目標
 - （1）一般廃棄物等の処理の現状
 - （2）生活排水の処理の現状
 - （3）一般廃棄物等の処理の目標
 - （4）生活排水処理の目標

- ・ 3 施策の内容(基本的な事項及び処理目標に係る変更、交付対象事業の追加。)
 - (1) 発生抑制、再使用の推進(廃棄物処理の有料化)
 - (3) 処理施設等の整備
 - ア 廃棄物処理施設(施設の規模の変更など)
 - イ 合併浄化槽の整備
 - (4) 施設整備に関する計画支援事業
 - (5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業
 - (6) 災害廃棄物処理計画策定支援事業
 - ・ 4 計画のフォローアップと事後評価
 - (1) 計画のフォローアップ
 - (2) 事後評価及び計画の見直し
 - ・ 添付書類(様式2における交付対象事業費の総額の増額)
- (2) 提出書類
- ・ 変更承認申請書【様式1】
 - ※地域計画作成者(地域計画を作成した全ての市町村等の長)から環境大臣宛てに提出すること。
 - ・ 変更理由書【様式3】
 - ・ 変更後の地域計画全文(添付書類含む)
 - ・ 変更箇所の見え消し修正

2. 地域計画の変更内容の報告が必要なもの(変更の承認は不要)

計画の根幹まで影響を与えない変更をする場合は市町村等から環境再生・資源循環局長へ報告するものとする。

具体的には、市町村等が下記(1)に示す項目を変更するような承認の必要のない変更全てについて、(2)により各地方環境事務所宛てに変更報告書等を提出すること。

各地方環境事務所は、提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること。

(1) 地域計画内の変更項目・表紙

- ・ 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項
 - (1) 対象地域(市町村名の変更のみなど、対象地域の範囲の実質的な変更を伴わない場合。)
 - (3) 基本的な方向(事業名などの名称変更。)
 - ・ 3 施策の内容(但し、基本的な事項及び処理目標に係る変更は除く。)
- (1) 発生抑制、再使用の推進(廃棄物処理の有料化は除く。)
 - (2) 処理体制
 - (3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

イ 合併浄化槽の整備

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(6) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

(7) その他の施策

・添付書類（様式2における交付対象事業費の総額の増額は除く。）

(2) 提出書類

・変更報告書【様式2】

※地域計画作成者（地域計画を作成した全ての市町村等の長）から環境再生・資源循環局長宛てに提出すること。

・変更理由書【様式3】

・変更後の地域計画全文（添付書類含む）

・変更箇所の見え直し修正

3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う設計変更の場合の特例について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う設計変更により地域計画が変更となる場合は、変更報告により市町村等から環境再生・資源循環局長へ報告するものとする。具体的には、「2. 地域計画の変更内容の報告が必要なもの（変更の承認は不要）」に加え、「1. 変更する地域計画の承認が必要なもの」のうち、「添付書類（様式2における交付対象事業費の総額の増額）」についても変更報告として取り扱うこととする。

【様式 1】

番 号
日 付

環境大臣 宛て

○ ○ ○ 市 長
△ △ △ 町 長

○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画に係る変更承認について

令和○年○月○日付けで承認のあった○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画を別添のとおり変更したいので、承認方よろしくお願ひします。

【様式2】

日 付

環境省

環境再生・資源循環局長 宛て

○ ○ ○ 市 長 印

△ △ △ 町 長 印

○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画に係る変更報告について

令和○年○月○日付けで承認のあった○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画の変更について、別添のとおり報告します。

【様式3】

変更理由書

(当初の計画内容)

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

(変更後の計画内容)

【様式3】記載例1

変更理由書

(当初の計画内容)

本市では令和〇〇年度から令和〇〇年度までの3ヶ年で最終処分場の整備事業を行っている。現在最終処分場の浸出水が下流域へ流出しないようグラウト工法に基づく鉛直遮水工事を施工している。

当初設計では複列の4次孔まで行い薬液を注入して、不透水改良による遮水効果を発揮できると判断していた。

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

当初の設計に基づき遮水工事を実施したところ、予想と異なり、透水試験値の目標を達成することができず、追加の遮水工事が必要となった。

(変更後の計画内容)

遮水工事について、7次孔を目途にボウリングと薬液注入処理を施工することとし、令和〇〇年度は6次孔まで、令和〇〇年度は7次孔までの遮水工事を進めることとなったため、これらの追加工事に係る事業費の増額が必要となった。

【様式3】記載例2

変更理由書

(当初の計画内容)

当初計画では、一般廃棄物等の処理目標を達成するため、マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)は、鉄筋造2階建ての建屋(延床面積〇〇〇㎡)に選別コンベアライン、2軸破碎機、ガラス破碎機、圧縮梱包機等の機械を設置し、必要なストックヤードを屋内に確保する計画としていた。

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

計画当初より「分別・リサイクル」を推進してきた結果、住民に十分浸透し、総資源化量が増加するとともにごみの分別が正確に行われるようになった。そのため、当初計画の施設規模を縮小することが可能となった。

(変更後の計画内容)

マテリアルリサイクル推進施設について施設規模を縮小するとともに、設置機械を手選別コンベアと2軸破碎機のみとし、事業費を減額することとなった。